

広報広聴会議

会議の根拠

鈴鹿市議会基本条例第 18 条

「議会は、議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する。」

I 効果的な手法を協議

※下記の 2 点について効果的な手法を協議する。

1. 議会活動に関し市民との情報共有を図る

(1) 間接的手法 (媒体)

- ① 議会だより
- ② 議会ホームページ
- ③ テレビ放映
- ④ その他

(2) 直接的手法

- ① 議会報告会
- ② その他

2. 市民の意見を把握する

(1) 間接的手法 (媒体)

- ① 陳情の郵送受理
- ② ネット, 携帯等のメール
- ③ はがきや手紙等
- ④ その他

(2) 直接的手法

- ① 議会報告会
- ② 請願・陳情の持参
- ③ 事務局等の窓口での意見
- ④ その他

Ⅱ 具体的な手法

1. 議会活動に関し市民との情報共有を図る

1- (1) -① 議会だより

1. 発行数

広報に合わせて各個配付〔約 74,000 世帯〕

2. 発行回数

年に 5 回〔各定例会毎＋臨時会〕

3. 発行形態

A4 2色 横書き 16 ページ

4. 掲載している事項

(1) 定例会及び臨時会に関すること

- ① 主な内容と定例会のあらまし
- ② 一般質問・代表質問
- ③ 議決一覧

(2) 常任委員会及び特別委員会に関すること

- ① 委員会審査状況（各委員会で出された質疑と討論等）
- ② 委員会活動状況（市内現地調査、管外への行政視察内容等）

(3) 請願及び陳情に関すること

- ① 採択した請願内容と意見書等の内容

(4) その他必要と認めること

- ① 各種の告知

5. 編集方法

議会広報広聴委員会（非公式会議）を設置し（鈴鹿市議会広報広聴等に関する内規による）、各会派（諸派を除く）から 1 名の委員による構成で、編集会議を行っている。

現状としては、議会事務局がたたき台を作成し、委員会形式により内容を協議している。

6. 予算(単価は平成 24 年度予算)

ページ単価 0.9 円×16P×4 回×74,000 部×1.05=4,475,520 円

ページ単価 0.9 円×2P×1 回×74,000 部×1.05=139,860 円

●市民により効果的に情報を伝えるため、掲載を検討する内容は？

- 例) ・各議員別の議案・請願等に対する賛否
・一般質問の掲載方法の変更（顔写真等の掲載を見直す等）

●編集方法の見直しは？

- 例) ・これまでの議会広報広聴委員会を廃止し、広報広聴会議の編集部会（公的な位置づけ）とする。委員会形式の会議を改め、テーブルワークとする。

●各会派からの意見

- ・議員ごとの議案の賛否掲載については、単に賛成・反対だけを表明するのであれば誤解を招く恐れがあり反対である。（あくていぶ21）
- ・議員ごとに議案の賛否を掲載し、賛成・反対の理由はホームページや議会報告会で表明する。（公明党）
- ・議員ごとに議案の賛否を掲載する。（緑風会、開政クラブ、政友会）
- ・内容は今までどおりが良いが、賛否の掲載はするべき。（日本共産党）
- ・常任委員会審査状況は簡潔に見やすくする。（公明党、政友会）
- ・委員会及び本会議の報告を中心にする。（すずか倶楽部）
- ・委員会重視の内容にする。（緑風会、開政クラブ）
- ・議案は重要案件を簡潔に特筆する。（公明党）
- ・一般質問と代表質問は従来通り。（公明党）
- ・一般質問の掲載方法は見直しを行う。（緑風会、開政クラブ）
- ・もっと濃い内容にするにはページ数を増やすべきであり、そのためには予算を増額しなければならない。（あくていぶ21）
- ・顔写真の掲載はどちらでも良い。（あくていぶ21）
- ・顔写真の掲載をなくして文字数を増やす。（リベラル鈴鹿、開政クラブ、政友会）
- ・編集方法は今までのように事務局で案を作成し議員がチェックする。（あくていぶ21）
- ・編集方法は作業部会を設けて、内容、構成、レイアウトを一から見直す。（公明党）
- ・議会ごとに報告会を開催する事を前提に、報告資料となる「議会だより」を議員（広報広聴会議）で作成する。（すずか倶楽部）

1－（1）－② 議会ホームページ

1. 設置形態

鈴鹿市のホームページのサーバー上で運用、市の契約に準ずる。

2. 掲載している事項

（1）市議会の概要及び情報に関する事項

- ① 各種の報告やお知らせを掲載
- ② 事務局にて随時トピックスを掲載
- ③ こども向けページを掲載

（2）市議会議員の名簿に関する事項

- ① 各議員別，会派別，各種役員別の掲載
- (3) 会議日程に関する事項
 - ① 事務局にて随時予定の会議を入力
- (4) 議会の傍聴に関する事項
- (5) 請願及び陳情に関する事項
 - ① 請願と陳情の方法や，書式のダウンロード用見本を添付
- (6) 議会の映像配信に関する事項
 - ① CNSで中継した録画映像を業者に委託し，業者側のサーバーから配信
- (7) 議会報に関する事項
 - ① 過去の議会だよりをPDFで配信
- (8) 会議録検索システムに関する事項
 - ① 会議録完成後（次回定例会の開会前）業者のサーバーから配信
- (9) 政務調査費に関する事項
 - ① 各会派の経理の科目別合計金額を掲載
- (10) その他必要と認める事項

3. 予算

平成23年度決算において・・・

ホームページ管理運用委託費 82,950 円

会議録検索閲覧データ作成委託費 1,350,837 円

本会議インターネット配信委託費 1,134,000 円

●各会派からの意見

- ・討論の内容，議案の賛否の理由を分かりやすく簡潔に掲載する。（公明党）
- ・一日一委員会が難しいのであれば委員会もインターネットで映像配信を行う。（公明党）
- ・委員会の様子をインターネットで映像配信する。（緑風会）
- ・会議録が検索システムに登載されるまでに時間がかかっている。もっと早く公開してほしい。（日本共産党）

1-（1）-③ テレビ放映

1. 放送形態

CNS（ケーブルネット鈴鹿）デジタル122チャンネルにて，本会議の一般質問・代表質問を生中継，平成24年12月定例会より，開会日，質疑，閉会日を含めた全日程を生中継開始。

中継内容は，本会議の会議の様子をカメラで撮影した映像。

2. ケーブルテレビの普及率

約70%

3. 予算

平成24年度の実績・・・

放送料単価 178,500円/1日(152,250円/半日)

(平成23年度決算総額 2,829,750円/年間)

●各会派からの意見

- ・現状の本会議のみの放映で良い。(あくていぶ21)
- ・委員会のテレビ放映を行う。(公明党, 緑風会)

1- (2) - ① 議会報告会(直接的手法)(検討案)

1. 根拠

鈴鹿市議会基本条例第6条

「議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする。」

※この根拠に基づき、直接的手法を実施するかどうか。

2. 報告等のコンセプト

(1) 報告の内容

- ① 議会全体として、定例会の内容すべてその他を網羅して報告
- ② 委員会ごとに委員会の審査状況を中心に報告
- ③ その他

3. 報告等を行う場

(1) 対象エリア

- ① 市内全域
- ② 行政ブロックごと
- ③ 23地区
- ④ その他

(2) 会場

- ① 市役所
- ② 文化会館
- ③ コミュニティセンター
- ④ 公民館
- ⑤ その他

4. 報告等を行う機会

(1) 回数

- ① 定例会毎

- ② 当初予算（3月定例会）と決算の審査（9月定例会）後として年2回
- ③ 年1回
- ④ その他

5. 報告者

(1) 役割

- ① 委員会別
- ② 議会全体としてアットランダムにグループを編成
- ③ 報告する地域別に議員を選定したグループを編成
- ④ その他

(2) 人数（1回の報告当たり）

- ① 32名
- ② 16名（半数）
- ③ 10名（1／3程度）
- ④ 8名（委員会単位）
- ⑤ 少数, その他

6. 運営

(1) 会場準備

- ① 関係議員
- ② 議会事務局
- ③ 関係議員＋議会事務局
- ④ その他

(2) 会場の進行役

- ① 関係議員
- ② 議会事務局
- ③ その他

(3) 次第等の準備

- ① 関係議員
- ② 議会事務局
- ③ 関係議員＋議会事務局
- ④ その他

2. 市民の意見を把握する

2-（1）-① 陳情の郵送受理

1. 現状

- ① 郵送による陳情については、意見書の提出を求めるものであっても、所管する常任委員会で状況等を聞きおくのみとしている。
(※直接持参された陳情と区別している)

2-（1）-② ネット、携帯等のメール

1. 現状

- ① 議会だよりやホームページ等で案内のメールアドレスに対して、直接受信するものであるが、受信実績は年間で1ケタ数である。

2-（1）-③ はがきや手紙等

1. 現状

- ① 議会だよりやホームページ等で案内の住所に対して、直接受理するものであるが、受信実績は年間で1ケタ数である。

2-（2）-① 議会報告会（直接的手法）（検討案）

1. 意見聴取

(1) 手法

- ① 来場された市民からテーマに沿って意見を聴取する。
- ② 来場された市民から自由に意見を聴取する。

2-（2）-② 請願・陳情の持参

1. 請願

(1) 現状

- ① 自治法に基づくものであり、紹介議員を介することで議長が受理
- ② 提出された請願は議会に上程し、所管の委員会での審査を経て議決し、採択したものは意見書を提出するなどの手法により実現に向けた取組みに寄与する。

2. 陳情

(1) 現状

- ① 請願に準ずるものであるが、請願とは区別した取り扱い。
- ② 直接持参された陳情のうち意見書を求めるものは、その内容を各派代表

者会議の議題とし、意見書を提出するかどうかを検討する。

- ③ 直接持参された陳情すべては、所管する常任委員会で状況等を調査する。

2－(2)－③ 事務局等の窓口での意見

1. 現状

- ① 議会事務局の窓口届けられた意見については、正副議長に相談の上、必要な案件については各派代表者会議等の場で協議していく。